

## 貸付料（広告分）提案書

年 月 日

（提出先）新潟市長

所在地

事業者名

代表者名

東区役所庁舎及び東区バス（河渡ルート）モニター設置事業に係る貸付料（広告分）について、下記のとおり提案します。

## 記

年間貸付料 （広告分）								円
設置場所	・東区役所庁舎 新潟市東区下木戸1丁目4番1号 新潟市東区役所1階 北口エントランス  ・東区バス（河渡ルート）車内							
期 間	設置期間は、設置開始日を含む年度及び令和5年4月1日から5年間とする。 ※上記の年間貸付料は、令和5年4月1日からの各年間分とする。							
備 考	・上記の貸付料（広告分）には、消費税及び地方消費税を含みません。 ・別途、設置面積に応じた貸付料（基本分）及び電気料実費相当額を納付します。 ・貸付料は市が別途指定する期限までに納付します。 ・1年未満の期間分の貸付料を納付する場合は、年間貸付料を365で除して得た額に設置日数を乗じて計算した額を納付します（円未満切捨て）。							